

静岡県告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年9月10日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林の所在場所

浜松市西区篠原町字浜表27501の1、27501の1地先（次の図に示す部分に限る。）、坪井町字稻荷浜5200の1、5200の1地先（次の図に示す部分に限る。）、馬郡町字浜表5156の3、5156の3地先（次の図に示す部分に限る。）、南区倉松町字浜4063の1、4064の1、4065の1、4066の1、4067の1、4068の1、4069の1、4070の1、4071の1、4072の1、4073の1、4074の1、4075の1、4076の1、4077の1、4078の1、4079の1、小沢渡町字浜芝地2937の1、2938の1、2939の1、2940の1、2941の1、2942の1、2943の1、2944の1、2945の1、2946の1、2947の1、2948の1、白羽町字濱2834の1、新橋町字浜新田2780の1、田尻町字浜1290の1、堤町字浜新1220の1、1221の1、1222の1、1223の1、1224の1、中田島町字大正新田1921の1（次の図に示す部分に限る。）、法枝町字浜岨砂1330の1、米津町字浜3105の1

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、西部農林事務所及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）